**認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）における運営推進会議を活用した外部評価の実施について**

地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護については、１年に１回以上は自己評価及び外部評価を実施することとされています。

その中で、認知症対応型共同生活介護の外部評価については、令和３年度介護報酬改定において、従来の外部評価実施機関による評価と、運営推進会議を活用した評価のいずれかを選択して実施することができるとされました。

運営推進会議を活用した外部評価を実施する場合の参考様式として、日本認知症グループホーム協会で作成した「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（参考様式１）」（以下、「活用ツール」という。）が示されています。

そこで、活用ツールを用いた外部評価について、下記のとおり実施例をまとめました。

**○運営推進会議を活用した外部評価 実施例**

１．職員各自が活用ツールの「自己評価」の欄にて評価をA～Dから選択し、具体的な取り組み状況や

課題、改善計画等を「記述」欄に記入し、自己評価を実施する。

２．職員会議等において、職員各自が自己評価結果を持ち寄り、職員全員で前回の目標達成計画（７で後

述）の達成状況について振り返るとともに、事業所としての自己評価を実施する。

管理者はそれを集約し、事業所としての自己評価表（活用ツール）を作成する。

３．運営推進会議において、市職員又は地域包括支援センター職員と、知見を有する公正・中立な第三

者※①に対し、２で作成した事業所としての自己評価表（活用ツール）を用いて、サービスの内容や

課題等について説明を行う。

４．「運営推進会議で話しあった内容」欄がある項目について、運営推進会議の議題として話し合う。

いただいたご意見を「運営推進会議で話しあった内容」の欄に記入する。

５．「外部評価」欄がある項目について、委員一人ひとりから、評価という視点でのご意見をいただく。

管理者は「外部評価」欄にて評価をA～Dから選択し、ご意見を集約して「記述」欄にコメントを記

入する。

６．５で記入した内容について運営推進会議メンバーに承認を得る。

当日、時間が無い場合は、後日承認を得る形でも良い。

（裏面へ続く）

７．自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合

い、目標達成計画を作成する（参考様式４）

８．完成した活用ツールと目標達成計画をつくば市高齢福祉課計画・施設係に提出する。

活用ツールについては外部への公表も行う。※②

**※①知見を有する公正・中立な第三者の参加について**

評価を行う運営推進会議については、市職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にあるものの参加が必要です。

これらの者がやむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し、いただいた意見を運営推進会議で報告する等により、一定の関与を確保してください。

運営推進会議を活用した評価を実施するに当たっては、構成員に利用者、利用者家族、地域の代表者等も含まれることから、自己評価において明らかになった課題等について、活用ツールの提示のみによらず、具体的な内容やその改善方法等を明らかにした資料を提供するなど、構成員が評価に参加しやすい環境づくりに配慮してください。

**※②評価結果の公表方法について**

利用者およびその家族に対して配布するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載または事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。

【参考】

・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97 条第７項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18 年10 月17 日老計発第1017001 号）

・指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準第３条の３７第 1 項に定める介護・医療連携推進会議，第８５条第１項（第１８２条第１項において準用する場合を含む）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施について（平成27年３月27日老振発0327第４号，老老発第0327第１号）

・認知症対応型共同生活介護「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」の活用について（令和３年８月19日公益社団法人日本認知症グループホーム協会）

**「令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ　Vol.4」（介護保険最新情報Vol.953）より**

○運営推進会議を活用した評価

問25　認知症グループホームの運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。

（答）

・毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。

・ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。

問26　今般、認知症グループホームにおける第三者評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが、運営推進会議における評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り扱うのか。

（答）

・貴見のとおり。

・なお、今回の改定は、運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間６回（２月に１回）※以上開催することを変更するものではなく、このうち１回以上をサービスの質を評価する回としてよいという意味であること。

※開設より12回以上開催実績があれば、年間４回（３か月に１回）

問27　「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第８項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来１年に１回以上のところ、２年に１回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を５年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

（答）

できない。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第８項第１号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。